

生活困窮者支援を通じた 地域づくり

平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修事業
共通プログラム

ルーテル学院大学 教授 和田 敏明

1 社会資源の活用と連携・協働

1 社会資源とは

○概念

- ・ニーズを充足されるために(生活困窮者支援)用いられる、有形無形の資源である
- ・制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称
- ・支援員のみが活用するものではなく、本人が活用できるように支援員は必要な社会資源を調整する役割も求められる

○整理

- ・整備する地域単位、運営・設置の主体別、フォーマル・インフォーマル

○フォーマルな社会資源

- 制度化された資源

行政によるサービス、公的サービスを提供する民間組織によるサービス

- 特徴

サービス適用に関する評価基準、利用手続き等が設定されている、安定した継続性あるサービス供給、専門的サービス供給が期待できる

利用者に対する柔軟性が課題となる

○インフォーマルな社会資源

- ・制度化されていない資源

家族による一時的なサポート、親戚、友人、知人、近隣の人、ボランティア、自治会等

- ・特徴

利害関係を含まない愛情や善意を中心に成立、柔軟なサービス提供、体制構築が容易

継続性、安定性、専門的ノウハウが弱い

○支援員は地域の社会資源を把握し、特徴を認識しつつ、長所・短所を補完する形で最大限活用する。本人も社会資源を認知し主体的、選択的に活用する事で自立生活につながる事が望ましい

2 関係する制度の活用

生活困窮者支援は生活困窮者の生活全般にかかわり展開されるため、多くの機関と連携し、本人に必要な制度施策を活用し、包括的に支援を行う事が重要

(1) ハローワーク、福祉事務所との連携

○関係機関の中でも特に密接な連携体制の確保が必要、包括的な支援体制構築の第一歩となる

・自立相談支援機関来訪者のうち生活保護が必要と判断される場合は福祉事務所につなぎ、逆に生活保護の要件に合致しない場合には福祉事務所から適切に紹介される流れをつくる事が必要

○就労が可能な人

- 適切な就労支援を行う、早期に就労可能な場合は、ハローワークにつなぐ
- 直ちに一般就労につなぐ事が難しい場合は、就労準備支援事業や就労訓練事業(中間的就労)、自立相談支援機関の就労支援員の支援を提供
- 雇用保険
- 求職者支援制度

(2) その他の関連制度・施策

① 地域福祉分野

- ・社会福祉関係の相談機関、施設、社会福祉協議会、民生委員等との連携
- ・低所得者を対象にする貸付等の制度（社協）
 - 総合支援資金貸付（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - 臨時特例つなぎ資金貸付（住居のない離職者、当座の生活費）

②労働分野

雇用保険制度や求職者支援制度、職業能力
開発校、地域若者サポートステーション等

○地域若者サポートステーション

・働くことに悩みを抱えている若者に対し、
キャリア・コンサルタント等による専門的な相
談、コミュニケーション訓練、就業体験等、就
労に向けた支援行っている

③生活支援関連分野

- ・障害を有している場合

障害者相談支援事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業A型(雇用型)B型(非雇用型)

発達障害は障害者特性の把握と発達障害者支援センターとの連携重要

医療機関、知的障害者更生相談者との連携

- ・生活困窮家庭の子供

小学校・中学校・高等学校や教育委員会、児童相談所、児童養護施設など児童関係施設、児童委員との連携

- ・債務整理など

弁護士、司法書士、日本司法支援センター(法テラス)との連携

(3) インフォーマルな社会資源

- フォーマルな社会資源で全て支援が完結するわけではない、地域住民の取組が重層的に存在する事が必要
- 生活困窮者の早期把握や見守りにはインフォーマルな活動・協力が不可欠
- 住民の主体的活動は、支援員が一方向的に活用する見方をしていたのでは力を十分生かす事ができない
- 生活困窮を皆で解決していこうとする地域が、全ての住民にとって住みやすい地域となる事を示す事が必要

(4) 生活困窮者支援において考えられる社会資源

それぞれの地域において、生活困窮者支援に活用可能なサービスや事業等を洗い出し、一覧表にして整理しておくことが必要

(テキストP194図参照)

図表 5-1 生活困窮者支援において考えられる社会資源の一例

分野	具体的な支援の例	社会資源の一例
福祉相談 窓口	・各種支援制度の相談 ・年金や障害者手帳取得などの各種申請	・市町村窓口
	・生活保護の開始申請	・福祉事務所
	・日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付、ボランティア活動支援	・社会福祉協議会
仕事	・求職者支援制度、求人情報紹介・マッチング、就職相談、職業訓練、就労の場の提供	・ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援を行う各種法人・団体（中間的就労を含む）
家計	・多重債務等の問題解決、家計見直しによる生活再建支援	・消費生活センター、法テラス、弁護士会や司法書士会（相談会等）
経済	・就労の場の提供、職業体験、インターンシップ	・企業、商工会、商店街振興組合 ・農業者、農業団体
医療、健康	・健康課題の把握・解決、医療の提供	・保健所、診療所、病院
高齢	・高齢者の相談支援、各種介護サービスの利用	・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所
障害	・障害者福祉サービス、地域生活支援事業の利用支援、生活又は就労に関する相談	・障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター
子育て支援 等	・子育て、虐待やDVなどの相談支援、ニート、ひきこもりなどの相談支援 ・学習支援、居場所づくり	・児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター ・DV相談支援センター、婦人相談所
教育	・学校中退者などへの連携支援	・学校、教育委員会 ・フリースクール
ニート、ひきこもり	・日常生活や社会生活への自立支援、就労支援	・地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター
ホームレス	・居住、健康、就労など生活全般の相談支援	・ホームレス自立支援センター、緊急一時宿泊所、ホームレス支援団体
刑余者	・自立更生のための相談支援（生活基盤の確保、社会復帰・自立支援など）	・更生保護施設、自立支援ホーム、地域定着支援センター

3 社会資源の活用

(1) 社会資源の把握

- ・生活困窮者支援を効果的に進めていくためには地域の社会資源を最大限に活用する事が不可欠、そのために、まず、社会資源を把握する
- ・社会資源の把握・発掘のための取組には様々な方法がある
- ・統計調査・福祉計画を調べる、関係機関・組織一覧作成、関係者と顔見知り、意見交換できる機会の企画・実施、インフォーマルな資源と接する機会の確保

(2) 社会資源の調整

地域の生活困窮者支援のために資源と自立相談支援機関がどのように連携を図る事ができるか、具体的に検討し、具体的行動につながる事が重要

○具体的連携方法

- ・関係機関とワークショップを開催し認識の共有化を図る、関係者間の定期的協議・検討を行う、地域の民間企業への訪問活動、日常生活に密着する事業者との連携体制づくりによる早期発見、ボランティアサポーターづくりを進め地域の協力者を増やす

組織されることで、社会資源は 役割を果たす

- 社会資源はそこにあるだけでは役に立たない
- 問題解決ニーズ充足のために組織されて始めて社会資源の役割を果たす
- 役立つように組織する事、必要な社会資源を創り出す事が大切

2 排除のない地域づくりの 創造に向けて

1 排除のない地域づくりの目的

自立支援事業では「地域づくり」をしていく事が不可欠である

○その理由は、生活困窮である事は、単に経済的困窮だけでなく、社会的に孤立している事が多いからである

・本人の自立においては、何より本人が生きようとする事が土台となる。そのためには、本人が何らかの社会関係を取り戻せるように、地域の中で居場所や役割を確保し参加できるようにしていかなければならない

○地域づくり

- ・地域とは様々な人を受け入れ、お互いに支え合う場であると同時に、時には異質な人々を排除してしまうという側面もある
- ・様々な差別や偏見を解消し、排除しない地域づくりを進める必要がある

○生活困窮者支援での地域づくりに必要な視点は、自立生活ができるような地域をつくるということ

- ・個別支援と地域へのアプローチを一体的のとらえて「その人」が暮す生活基盤としての地域をより良くしていくということ

○ケアリングコミュニティ

誰もが地域の中で安心して暮らすことのできる包摂型の地域づくりの事であり、「共生社会を目指し、相互に支え合うことができる地域」のこと

- ・中核は当事者性をはぐくむこと、援助を受ける側と援助を提供する側という一方的な関係性に固定されずに、お互い様という「互酬性」、双方の関係に着目することが特徴
- ・ケアリングコミュニティをつくるとは、お互いに支え合える地域の関係をつくること、支援を必要としている人への支援を通して地域の福祉力が高まり、地域は豊かになっていく

2地域づくりに必要な視点

(1) 私達の問題ととらえる視点

- 「一人ひとりの問題」を「私達の問題」としてとらえる認識がなければ地域全体の問題として解決していく事は出来ない
- まず支援員がそうした視点を持ち支援する
- 地域の中に潜在的ニーズを持つ人多くいる
- 一人の支援員の支援には限界があり、多くの人々と連携、協働して解決に当たる必要がある
- 問題の共有化が出来て、地域の問題として取り組めることになる
- 「一人の相談があったとき、地域の中に同じニーズが10あると思え、同じような相談が10人からあったとき、地域には類似したニーズが100あると思え、100人のニーズに応えていくためには必要な仕組みをつくれ」

(2) 地域住民が主体であること

- 「住民主体の原則」地域を作り上げていくのはそこに暮らす住民自身である
- 住んでいる地域住民の意思や選択を尊重し、主体的に自分たちの地域の問題解決にあたっていく事が出来るように支援員は援助する
- 生活困窮者支援の分野に住民の理解が十分とは言えない状況である、無関心、批判的、拒絶、反対する事もある
- 支援員は、地域の問題に必要な介入をしていく事から始まる、しかし、支援員主導を続けると、支援員に依存する関係が固定化する、支援員が抱え込むことになる
- 地域住民が主体的に地域づくりに参加していくためには、地域住民の主体性を育む取組が必要

(3) 地域特性を踏まえる

- 地域の違いを把握する

生活保護世帯数、社会資源、文化等

- 地域特性を生かす支援のあり方

- 「コミュニティ・アセスメント」を行い、地域全体をしっかりと構造的に把握しておく事がスムーズな問題解決につながる

3 コミュニティ・アセスメントの 視点と方法

1 コミュニティ・アセスメントの方法

- ・その土地を初めて訪れる人になったつもりになる
その土地の観光地、特産品、名産、歴史や自然等を見る
- ・地域の特徴をさぐる
自治体のホームページから、人口、行財政、統計、地域の施策やサービス等の行政情報を入手し、地域の特徴を探る
- ・社会福祉に関する特性を整理する
生活困窮者支援に必要な社会資源を調べる、需給側の人数等
- ・自治体の統計、福祉計画から現状、課題、施策等把握
- ・特徴を明らかにするための比較の視点
国や県の平均との比較、類似規模の自治体との比較、過去からの推移等

(1) 地域の社会資源として組織や機関に着目する

- 行政組織、福祉系、保健・医療系、生活関連分野の組織や機関の一覧表を作成する
- データベースとして作成
 - 行政組織は全体を把握
 - 役割り、機能も具体的に把握
 - 代表番号だけでなくセクションの番号、担当者
 - 連絡可能時間等も
 - 生活関連分野は警察、消防、学校、銀行、商店、等幅広く

(2) コミュニティ・グループに着目する

- 地域のコミュニティ・グループにはインフォーマルな組織が多くある
- コミュニティ・グループの種類の図を参考に担当する地域に具体的、網羅的に調べる(テキストP 201参照)
- 登録された一覧表等を使用するが、登録されていないグループも地域に出かけ把握する
- 福祉にとらわれずテーマ別活動をするグループ、伝統的地域組織、生涯学習・趣味のグループ
- 生活を支えていくためには幅広い分野のつながりを把握しておくことが必要

図表 5-2 コミュニティ・グループ

1. 当事者・家族等のグループ
2. 福祉系ボランティアのグループ
3. 福祉（専門職）に関するグループ
4. 保健・医療に関するグループ
5. テーマ別活動をするグループ
6. 商工会や組織・団体によるグループ
7. 伝統的な地域組織のグループ
8. 生涯学習や趣味のグループ

(3) キーパーソンに着目する

- 地域でなにか行動を起こしていくときになかめになるような人
- キーパーソンは、支援員が地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に支援員に地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつなぎ役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ
- 支援者が関係をつくりながら様子を観察しキーパーソンを探す
- キーパーソンはオールマイティな人にとらえるのは適切ではない、様々な場面により役割が入れ替わり、活動場面が、地縁型かテーマ型でも違いが見られる

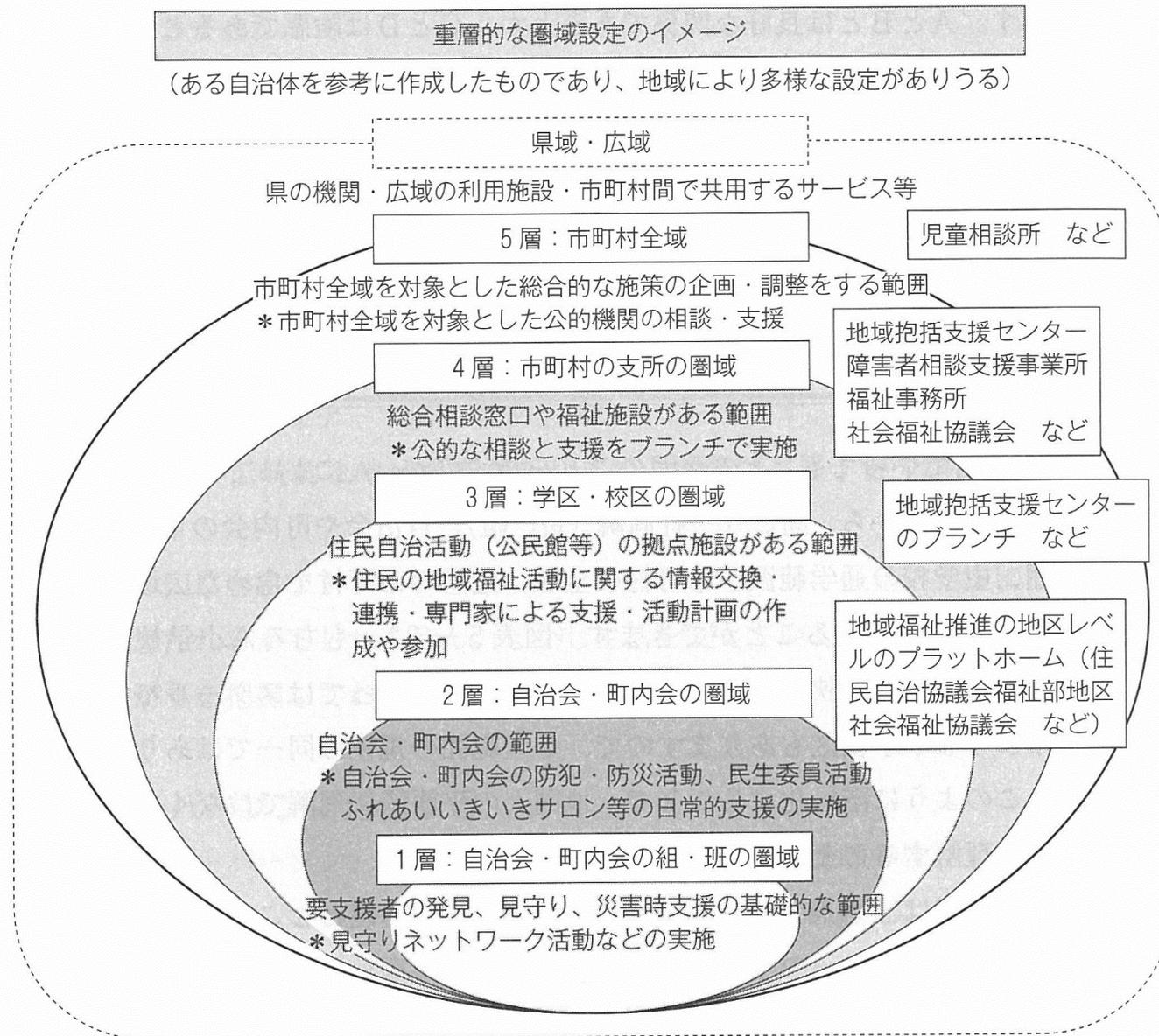
(4) 関係性に着目する

- (1)～(3)の作業を通して地域のネットワークがかなり把握できる、これらを総合的に見立てるのが「関係性」という視点
- 力関係を見る
地域の人間関係、組織間の力関係等の関係を把握する
- 個別支援で使用するエコマップと同じようなもの

2 地域を重層的にとらえる

- 「地域」といっても、どの範囲の事を指すのか不明確
- 自治会の班、自治会・町内会、小学校区、中学校区、市町村全域、近隣市町村を加えた広域、県全域
- 地図上の平面的理解でなく生活圏域として重層的に理解する
- 圏域
介護保険制度（日常生活圏域）、地域福祉計画（福祉区）、合併前の旧町村単位、自治体のコミュニティ政策ともかかわる

(テキストP204図参照)



出典：厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」2008.

4 地域づくりとネットワーク

1 生活困窮者支援に必要なさまざまなネットワーク

- 生活困窮者支援のための新たな仕組みとして地域においてネットワークを構築していく
- 「発見のネットワーク」
SOSを発しにくい生活困窮者を早期に発見し支援につなぐ
- 「支援ネットワーク」
就労支援についての実効性を高めるネットワークが重要
- 「交流ネットワーク」
地域の関係者が共に学び、研鑽していく
- 生活困窮者支援のありかた全体を見渡す協議会

2 ネットワークを構築するプロセス

「問題解決型ネットワークのつくり方」

- ・まずニーズがあり、このニーズを解決していくために必要な人たちに集まってもらい、一緒に問題解決方策を考えてもらう
- ・集められたメンバーで、生活困窮者のニーズや地域の問題解決のための計画を立て、実施し、モニタリングする

「問題共有型ネットワークのつくり方」

- ・課題の前に組織化が先行する
- ・組織ができて、お互いの活動、事業報告し合い、現状、課題を共有する、問題が起こったときうまく機能する

目的に合わせてどのような方法、プロセスを取ればよいか選択していく

3「組織化」を促していくための方法

二つの方法「一定の組織」を設ける方法、「プラットフォーム」を活用する方法がある

- 「一定の組織」を設ける方法は、役員、ルール・規則を決めネットワークが組織体としてできるように整備する、従来型の組織化の手法、継続的活動がしやすい
- 「プラットフォーム」を活用する方法は、固定的な組織ではなく目的を共有したゆるやかな空間、目的を明確にして、それに賛同した人が集まる、柔軟な出入り可能な参加しやすい組織だがコーディネートする人がいないと機能しない

4 ネットワークの2面性

- ネットワークにより問題解決が可能になるという「正の力」と、場合により、生きずらさの源になるという「負の力」になる
- 無批判的にネットワークをつくった結果、逆にその人を縛り付けたり、個人を抑圧する装置になってしまう恐れもある
- とともに生きる場でもあり、抑圧し排除するのも地域である
- ネットワーク構築にあたっては、当事者中心を常に意識し、ネットワークをつくる事で、それにより地域社会を変革していくという視点も必要になる

5ネットワーク構築のための企画

「ネットワークの5w2h」

- 「Why」なぜネットワークが必要か、ネットワークをつくる事でどうしていきたいか、目的を明確にする
- 「Who」本制度がめざす包括的支援を実現するため多様な関係者に参加してもらう
- 「Where」地域を重層的にとらえ、どの層で構築していくか
- 「When」いつまでにつくるのか
- 「What」何をテーマにするのか、ネットワークで何をしていくのか
- 「Wow」ネットワークの運営
- 「How much」必要経費
(テキストP208図参照)

図表 5 — 5 ネットワーク構築のための企画

ネットワークの5w2h

Why なぜネットワークが必要なのか（目的）

Who そのために誰が、誰に声をかけるのか

Where どこで（どの圏域で）つくるのか

When いつまでにつくるのか

What 何をテーマにしていくのか

How どうやって運営していくのか

How much 必要な経費等はどうするのか

6 地域との協働の考え方

(1) 住民参加の段階とその目的

- ・住民参加には段階がある

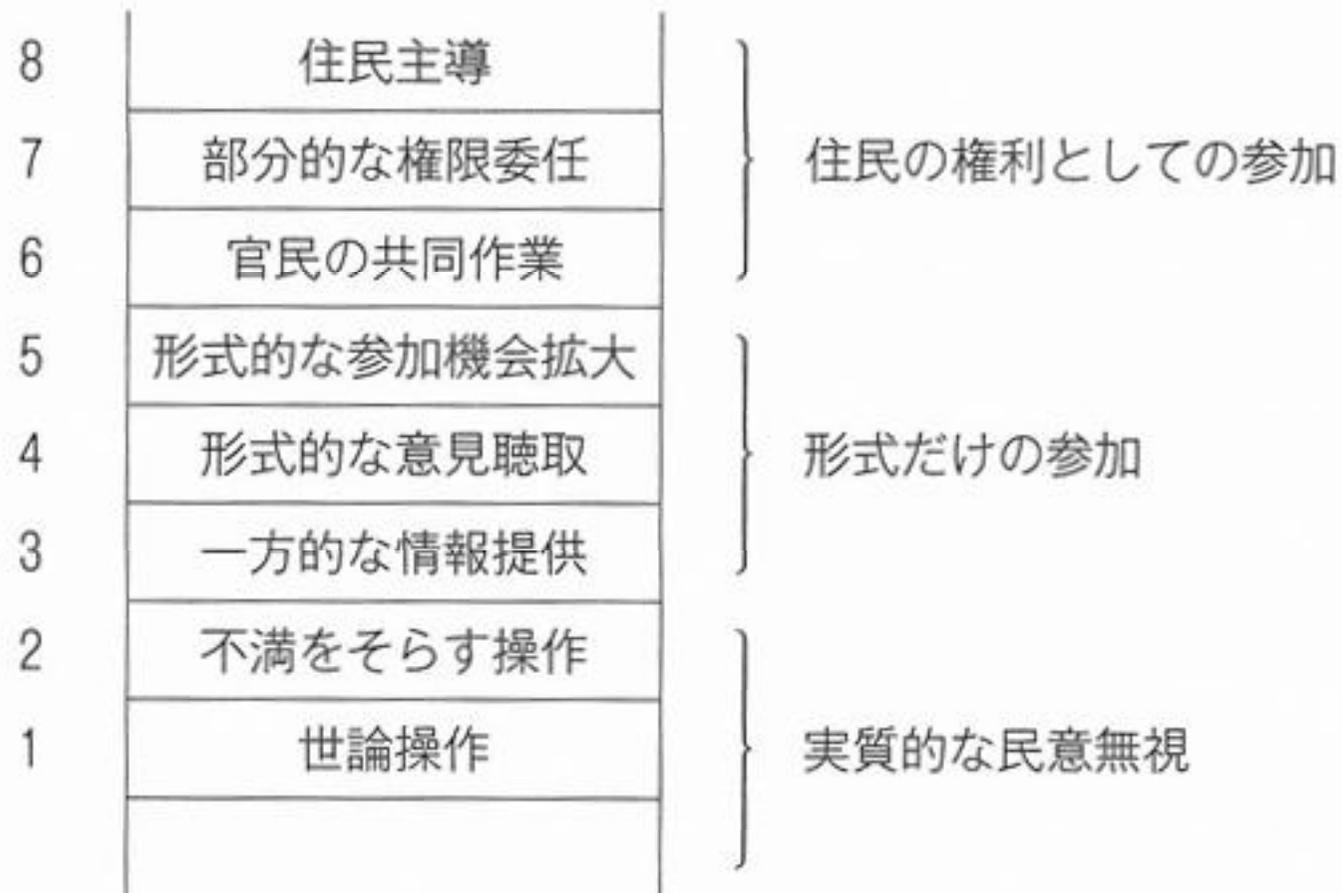
情報を与えられるだけの段階から最終的には住民自治の段階まで、市民参加の段階がある

アーンスタインの8段階の「市民参加の梯子」(テキストP209図参照)

(2) ガバナンス・協働という考え方

- ・行政、市民、企業、地域住民等、多様な主体が協議しながら、社会や地域の問題解決に向かって役割りを担いあうスタイルをガバナンスという事がある

図表 5 — 6 住民参加の梯子



出典：Amstein, S. R., Journal of American. Institute of Planners, Vol. 35, No. 4, pp. 216-224, 1969.

5 社会資源の開発

1 地域の関係者ととともに社会資源開発を行う

- ・既存の制度だけでは援助出来なかった人たちを支援するためには、新たな支援プログラムやサービスが必要になる、社会資源の開発なしには生活困窮者支援は成り立たない
- ・「周りの人たちに共感してもらうこと」が重要
- ・施策、予算の手段有する行政。機動的で柔軟な対応に強みがある
インフォーマルな主体が協働し必要な社会資源を開発していく
- ・ストーリー(物語)のよって当事者と関係者、個人と地域、問題と社会がつながる、物語を通して共感が生まれ納得され、能動的にネットワークが構築される
- ・社会資源の開発には「意味づけ」が大切、内発的、主体的活動は継続される
- ・「地域社会の資源である」という視点重要

2 中間的就労の場の創出・開拓

- 生活困窮者の中には、すぐには一般の事業所で方楽事が出来ない人がいる、将来の一般就労を目指し「中間就労」の利用の機会を提供する
- 中間就労は一般就労に向けたトレーニングの機会であるとともに定期的アセスメントが講じられる事を前提に社会参加の場としても利用される場合もある
- 自治体とともに中間就労を行う事業者を創出・開拓する事が重要

ハローワーク、就労支援事業所、商店街、商工会議所、社会福祉法人、障害分野の就労継続支援A型、B事業所

中山間地域では官民協働の取組特に必要小さくても様々な仕事があり、働く場となりうる

6 地域住民への福祉教育の推進

1 社会的孤立・社会的排除に向き合うこと

- 偏見や差別の解消、地域住民への福祉意識への働きかけ
- 「障害者差別解消法」施行(2016年4月)
- 地域の関係機関や住民に対し生活困窮者に関する情報を発信し、理解とかかわりを促進する
- 「コンフリクト」(摩擦や対立)

総論賛成の人が身近なところでの施設や事業に反対する事例もある、こうしたコンフリクトにも向き合う必要がある

2 ソーシャル・インクルージョンという施策

- ・ 社会的包摂、その人にとって社会関係が育まれ、その人らしく過ごせる居場所があるということ、何より包摂する側の意識が問われる

- ・ なぜ社会的排除が生じるのかを考える、私たち自身が社会的排除を生みだしてきたのではないかという疑問を持たないで、あるいは、社会的排除の構造や要因を考えないまま、社会的包摂だけを重要だと説いても地域は変わらない

3 社会的排除・社会的孤立に対して福祉教育が果たせる役割

貧困な福祉観がまだ根強く存在する、人権、共生社会を学習する事が必要

(1) 生きる意欲を喚起する

- 本人の生きる意欲が見受けられない場合、「居場所と出番」の確保が大切、どう生きる力を意欲を喚起するか、エンパワメントの支援をどう行っていくか、「生きる力」をはぐくむ学びの支援を行う
- 福祉教育の自立の考えかた
 - ①身体的自立②生活技術的自立③経済的自立④精神的・文化的自立⑤社会関係的自立⑥政治的自立
 - 多層的自立観のもとで本人や地域での学びを豊にする

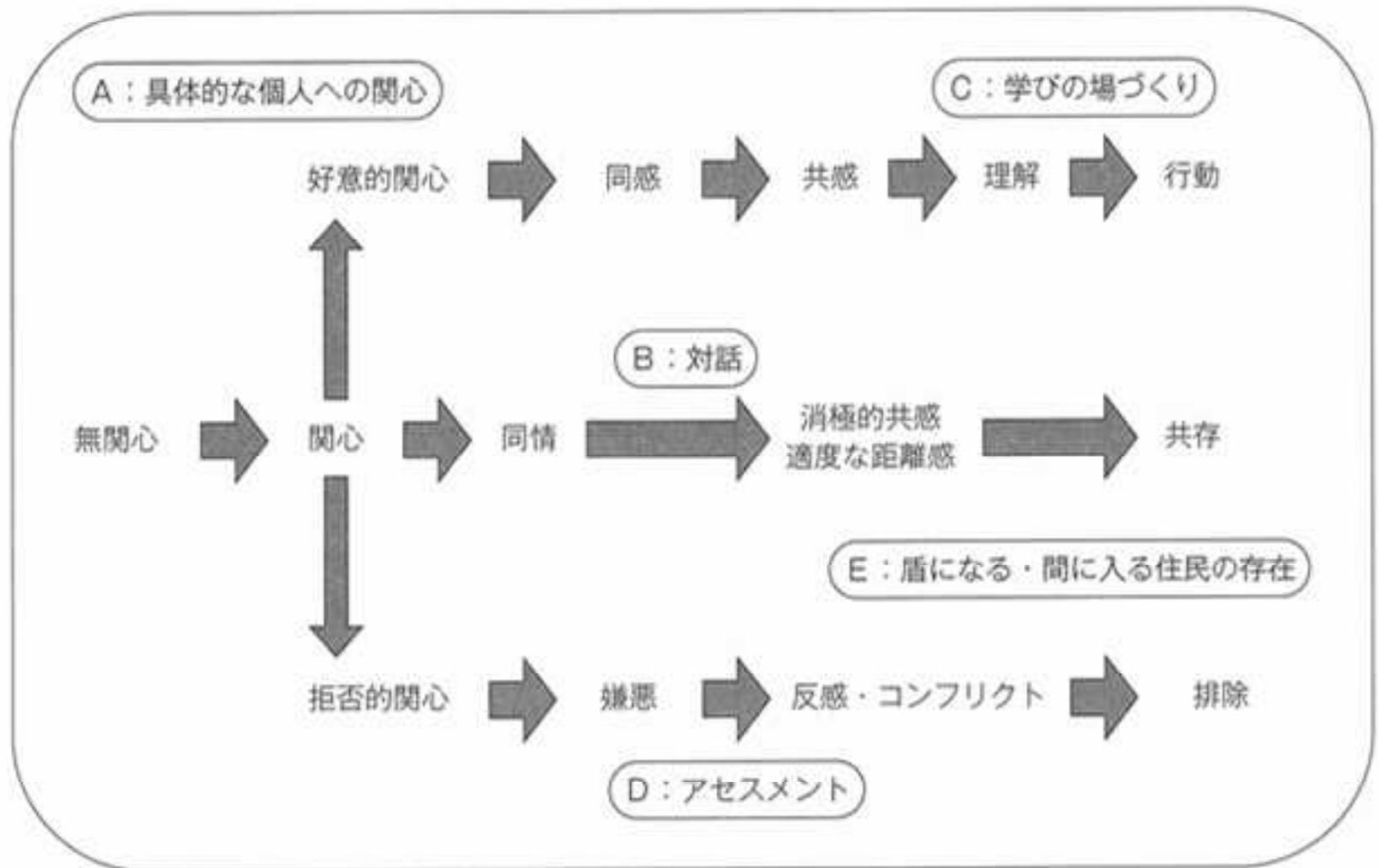
(2) ノーマライゼーションを具現化する過程として

- 社会的包摂とは、皆を同じ価値観や生活様式に同化させる事ではない、その人らしさ、お互いの違いを認め合い共生していく姿である
- 「仲間外れにしない」非排除の原則を基本にする
- 人権を基盤に共生の文化をつくるノーマライゼーションの考え方
- 福祉教育は相互理解を促し、結果として福祉意識を変えていくアプローチ、過程を共有することで、地域の福祉力、共生文化を創出していく
- 制度だけでは成り立たつのではなく、住民を主体にした「学びと活動」が根底になければならない
- 学びによる福祉意識の変化(テキストP217図参照)

(3) 社会的包摂に向けた福祉教育の展開

- 地域住民への福祉教育を丁寧に行い福祉意識を変え共生文化につながる地域づくりを推進する

図表 5-7 学びによる福祉意識の変化



出典：「社会的包摂にむけた福祉教育 ー共感を軸にした地域福祉の創造」社会福祉法人全国社会福祉協議会/全国ボランティア市民活動振興センター，2013. より作成

7 計画づくりに活かす地域福祉計画

1 地域福祉計画の策定と住民参加の原則

(1) 地域福祉計画とは何か

- 社会福祉法の1条、基本理念で位置付けられた「地域福祉の推進」の具現化に取り組む方法として「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」が法定化された(内容はテキストP219図参照)
- 「行政計画でありながら福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加協力を立脚して策定されるべきもの」とされている
- 地域福祉計画について、自立相談支援機関も概要等を知っておくこと、計画策定に必要な情報を提供する必要がある

図表 5—8 地域福祉計画に定める内容

(市町村地域福祉計画)

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
4. 要援護者の支援方策（地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等）

※平成19年追加

(都道府県地域福祉支援計画)

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

社会福祉法（第107条・第108条）に規定。ただし、市町村地域福祉計画の「4. 要援護者の支援方策」は平成19年に通知（地方自治法に基づく技術的助言）されたもの。

(2) 計画策定等における住民参加の原則

- ・地域福祉計画は策定過程で「住民や社会福祉事業者等の意見の反映」や公表について努力義務とされている事が特徴

2 生活困窮者支援と地域福祉計画

(1) 生活困窮者支援を地域福祉計画に位置づける意義

- ・生活困窮者を地域の中で支援していくためには法制度、公的なサービスだけでは十分ではない、インフォーマルなサービスの役割りと機能が必要であり、そのためには地域住民の参加が不可欠
- ・地域における社会資源の開発求められる
- ・「生活困窮者支援を通じた地域づくり」ニーズは、「生活困窮者の地域生活を支える視点」と「生活困窮者を支える地域をつくる視点」の両方の視点が求められている
- ・地域福祉計画に生活困窮者支援制度を位置づけて計画的に取り組む事が、分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的である

(2)生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成26年3月27日社援発0327台13号厚生労働省社会・援護局長通知)を発出し「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項」を通知した(テキストP222図参照)早期に対応する事が望ましい

(3)地域福祉計画への参画

- 策定体制「地域福祉計画策定委員会」等の委員会が設置された際に、自立相談支援機関が委員として参画する事は十分考えられる
- 委員以外でも実践の立場や生活困窮者を代弁する立場から、計画策定や遂行に必要な意見を示していく必要がある

図表5—8 地域福祉計画に定める内容

(市町村地域福祉計画)

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
4. 要援護者の支援方策（地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等）

※平成19年追加

(都道府県地域福祉支援計画)

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

社会福祉法（第107条・第108条）に規定。ただし、市町村地域福祉計画の「4. 要援護者の支援方策」は平成19年に通知（地方自治法に基づく技術的助言）されたもの。

3 策定プロセスへの参画における留意点

(1) 地域の福祉課題を意識化させること

- 地域福祉計画においては、地域住民に共通する、一般化できる普遍的問題だけでなくマイノリティーの問題、すなわちこれまで排除されたり抑圧されてきたニーズにも着目する事が必要
- 潜在的ニーズに着目する、それを顕在化していく多様な方法を組み合わせる、調査、住民懇談会、ワークショップ、事例検討会等、住民とともに協議を重ねる事で地域の福祉ニーズや生活課題について意識化する第一歩になる

(2) 地域福祉計画策定における住民参加の手法 五つの手法を組み合わせながら活用する

① ワークショップ

参加者と一緒になって行う共同作業、完成された成果より対話をしながら作業を進めるプロセスを大切にする

② 参加型住民懇談会

「一問一答」形式ではなく、参加者の「対話」を促進しつつ、テーマについて語り合う事を意図している

③ 住民参加型調査

調査を設計する段階から住民が主体的に参加、調査を実施、分析、考察、結果発表を行う、この過程を通して住民自ら地域福祉について学習していく事になる

④ シンポジウムなど学習プログラムの企画

関心を寄せてもらうことを目的に企画、一回だけでなく連続した学習企画を立案する事

⑤ 先進地の視察や情報交換

視察し、視察先と情報交換する事で計画の具体的なイメージをもつことができる